

入札説明書等に対する質問回答書

1 号物件 物品の購入（大型液晶モニターほか）

質問内容	回答
・メーカー、代理店、または弊社からの郵送（別送）を予定しておりますが、納入先での受け取り、立ち合い、組立設置設定、確認作業、また梱包材（ダンボール等）の撤去・回収・処分などは承ることができませんが、問題ございませんでしょうか。 ・また、大型荷物につきましては軒先渡しとなりますが、その対応で差し支えございませんでしょうか。	・問題ありませんが、引渡し及び検査については物品売買契約書（案）第3条～第5条に記載のとおりとなります。 ・軒先渡しで差し支えありません。